

託送供給等特例認可について

(平成 30 年 8 月 30 日からの大雨に係わる料金等の特別措置)

当社は、託送供給等約款（平成 30 年 9 月 7 日届出）以外の供給条件（別紙）により託送供給を行なうことについて、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、平成 30 年 9 月 7 日に特例認可申請を行ない、平成 30 年 9 月 25 日付で経済産業大臣より認可を得ましたので、お知らせします。

平成 30 年 9 月 27 日

東北電力株式会社

託送供給等約款以外の供給条件の内容

平成30年8月30日からの大雨により、電気の利用者に多大な被害が発生し、山形県新庄市、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村および最上郡戸沢村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村およびその隣接市町※（平成30年9月7日以降、平成30年8月30日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※隣接市町村は、以下の12市町（平成30年9月6日時点）。

山形県：酒田市、寒河江市、村山市、尾花沢市、西村山郡西川町、北村山郡大石田町、最上郡金山町、東田川郡庄内町

秋田県：湯沢市、由利本荘市

宮城県：大崎市、加美郡加美町

- 1 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の平成30年8月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、9月および10月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（平成30年9月7日届出。以下「託送約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。
- 2 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引続き全く電気を使用しない場合には、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引続き全く電気を使用しないで当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが平成31年2月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが平成31年2月末日までに行なわれたときは、託送約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、平成31年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。
- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを平成31年2月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
- 7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものとする。